

# 平成24年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成24年11月6日（火）

【開会】 15時00分

【閉会】 16時30分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

## 【出席職員】

総務部長 平野

総務部担当部長 山田

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

生涯学習推進課長 池谷

健康教育課長 広瀬

健康教育課担当課長 杉本

学校教育部担当課長 大内

企画課担当課長 田中

教育環境整備推進室担当課長 伊吾田

担当係長 末木

書記 伊丹

## 【署名人】

委員 中本 賢

委員 高橋 陽子

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、15時00分から16時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【峪委員長】

8月の定例会、9月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

## 4 傍聴（傍聴者 2名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

### 議案第52号 はるひ野小中学校校舎増築工事請負契約の締結について

は、議会への報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、中本委員と高橋委員をお願いをいたします。

## 7 報告事項

### 報告事項 No. 1 第65回優良公民館表彰の受賞について

生涯学習推進課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 報告事項 No. 2 柔道指導における事故防止に向けて

健康教育課担当課長、学校教育部担当課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中本委員】

この事故は今年ですけど、武道が必修化されたのは今年度でしたよね。指導研修会が、必修化される以前にも行われていたということですが、どんな研修会だったんですか。

【健康教育課担当課長】

昨年度も、安全面を中心とした実技研修を実施しております。例年夏休みに保健体育科教員を集め、実技研修をしております。その中で柔道については、安全指導ということで研修をしておりました。

【中本委員】

この事故は、1年生が乱取りに起きていますよね。1年生で乱取りをしていたっていうのが、どうなのかなと思っているんですけど。再発防止の計画にありますけど、この指導研修会の中では、1年生は乱取りしないという指導はなかったのですか。

【健康教育課担当課長】

以前ですか。

【中本委員】

はい。

【健康教育課担当課長】

はい、ありませんでした。

【中本委員】

僕も柔道やるんですけど、受身で1年間です。ですから、指導研修会でどのようなことが行われていたかという検証をしたほうがいいと思います。つまり、どのくらい事故を予想した研修会が行われていたのかどうか、というところを検証したほうがいいんじゃないでしょうか。資料にある再発防止は、まさしく素晴らしい計画なんですけど、これが果たして、事故が起きる以前には、どの程度煮詰まったことがされてたのかな、と。柔道をやっている人だと、1年生で、しかも年間12コマという授業のレベルで、組ませて投げ合わせるとするのは、これはもう大変危ないですよ。必修が始まる前の研修会がどのように行われてたのかということ、きちっと検証なさって、今後生かせる事前研修が行われるようにしたらどうでしょうか。

#### 【峪委員長】

夏休みに事前研修をやったということですが、資料の2枚目の【市教委の対応】のところの、どれになりますか。

#### 【健康教育課担当課長】

これは、この事故の発生以降の研修を個々に盛り込んでいるんですけども、今年度につきましては、4月13日の教科総会で口頭で安全指導をしております。また、怪我の紹介も含めて6月19日にも、保健体育科教員を集めた研修をしました。それから実技研修を7月9日、9月24日に行い、これから11月12日にもございます。また、文科省の伝達講習会も8月に行っておりまして、今年度すべて合わせると6回、研修会を予定または実施しておるところです。最後の1回が11月12日に行われますので、今回の事故の原因につきましても、きちんと実技を踏まえながら、どこのところでこういうことが起きたのかということ、きちんと分析していきたいと考えています。

#### 【学校教育部長】

すみません、よろしいでしょうか。今申し上げましたように、先ほどの事故が発生したのは今年の1月でした。この1年生の学習過程を見ていただいて、ここには載っていませんが、12時間目の最後、3分間ずつ3セット、乱取り、自由練習を行った時の3セット目に起こった事故です。今年度は必修になっているということで、改めて、この指導計画のように、1年生では自由練習は行わないと。それから大外刈りを教えていたわけですけども、後ろ受け身をうつっているのは大外刈りなどがあるわけですが、自由練習では取り扱わない、というようにこの事故の後に、学習過程を見直したところでございます。そして、それを徹底するために、4月、6月に安全研修を行いました。また実技で、こうなった場合に危ないというところを明確にしたほうがよろしいと思いましたので、今回の事故を受けまして、やり方等も踏まえまして、こうやって今回の事故は起こったんだということ、今度の11月12日にも徹底する予定です。そして具体的にこういう事故が起こ

るといふことや、その事故防止について、今度のマニュアルで明確に示していく予定でございます。そういうような経過になっております。

**【中村委員】**

以前から、教科書選定の時の議論の中でも、柔道に関する危険性については、この委員会の中でも議論がされているわけですが、来年度から本格的に始めるにあたっては、今回の非常に残念な事故を踏まえて、プログラムを決められたということだと思っておりますけれども、本当に基本は、1年生はとにかく受け身がどんな場合でも出来るということと、それから技をかける側もかけられる側も、どういう技の練習で、どういう受け身をしななければならないのかということ、教員がきちんと、指導した上でやっていただかないといけないと思います。もう今までやっただろうということではなく、わからないということもあるので、指導については、きちんとお願いしたいです。子どもたちは何かちょっと覚えたと思うとやりたくなっちゃう、ということがあると思うんですね。やりたくなっちゃう気持ちを抑えることも武道の一つの内容だと思いますので、その辺のこともきちんと教えていただきたいなというふうに思います。

**【健康教育課担当課長】**

今回怪我をしてしまった子は投げられるほうだったのですが、最後まで相手のことを離さなかったので受け身を取れませんでした。また、投げるほうは、引き手を離さず、相手がガンッと落ちないようにしてあげなくてはならないのに、引っ張ってあげられなかったとか、事故の原因は色々ありましたので、今回の実技研修会ではその辺もきちんと検証し、伝えていきたいと思っています。

**【中村委員】**

こうだと見せて、すぐに、はいじゃあみんなでやりましょう、というやり方だと、分かる子と分からない子といると思うんですね。ですから、ちょっと時間はかかるかもしれないけれど、一組一組、教員がきちんと見られるようにしていただきたいです。そうすると教員一人ではなかなか大変ということもあると思いますので、今後を含め、サポートをしてもらえるような人材等が必要になるのかということも含めて考えていただいて、措置できるものは措置していただくほうが、いいんじゃないかと思います。

**【健康教育課担当課長】**

はい。わかりました。

**【高橋委員】**

確認ですが、この事故が分かった時に、色々検証されたと思うんですけど、その間は、

武道の授業は止まるんですか。例えば、6月くらいに色々発覚していく中で、研修や検証はされてると思うんですけども、中学校の授業というのは動いていて、武道の授業は、保健体育の中では止めるんですか。

**【健康教育課担当課長】**

その間は、武道は授業がございませんでした。その学校の武道の年間カリキュラムの位置づけが、11月12月という計画でした。ちょうど6月に発覚した頃には、別の領域の授業をしておりましたので、その間にも武道の授業の見直しということでやってきました。

**【高橋委員】**

では、11月12日を以ってある程度目処をつけて、結果論かもしれないけど、カリキュラムとしては冬から、12時間が始まるということですね。わかりました。あともう一点は、私は今年から委員になったので、導入された経緯というのはそこまで理解はしていないという前提で聞いていただきたいんですけど、率直に危険だなということに対して、改善するというのはとても大事であると思うので、このプロセスを踏んでいく必要があると思うのですが、未来を考えた時に、これが法律ではあるものの、果たしてどうなんだろうと疑問に思うんです。そういう、「果たして」という時に、投げかけのようなことを、教育委員会として文科省にしていくことは、川崎としてできるのか、できないのか、全国的にどうなのかとかも含めて、この辺はどうですか。

**【教育長】**

最初に少し補足しておきますけれども、今年度の取組につきましては、原則的には、夏に実技研修等を行いましたので、学校で指導をするのはそれ以降にしてくださいということで昨年度お願いをしています。学校がこれから指導が多いというのは、そういうような状況があるためです。その上で、数校につきましては、教育課程編成の都合等もありましたので、夏前に柔道の授業を行っているわけですが、そういう学校につきましては、指導主事が個別に回りまして、指導計画ですとか指導内容について確認をして、安全性を確かめた上で今年度はスタートしています。ですので、先ほどの説明の中で、この事故があったので色々と研修、実技研修等を行っているような感じもおありかもしれませんが、年度初めからそういう体制はとっております、事故が起こらないような体制を作った上で、さらにこういうこともありましたので、改めて、今度行われる実技研修の中で、再度それを徹底していこうということでございます。柔道が入ってくるにあたって、事故の危険性等も色々指摘されたところもありますけれども、今説明がありましたような形で、指導計画についても、出来る限りそういう重篤な事故の防止のため、1年生については約束練習までにしようとか、2年生についても、試合形式については無理に扱わなくてもいい等としています。お手元に資料がありますけれども、文科省の指導の解説の中でもごく簡単

な試合というような書き方がされていて、時間にしても1、2分程度というような形で書いてありますので、よく見かけるような柔道の試合のようなところまでは、国も求めてはいないかと思います。その辺りを指導する側がしっかりと理解した上で、危険を防止するために十分配慮しながら指導を行うということが大事だと思います。その上で、指導要領の問題性があるかないかというような話になると難しいところですが、例えば、脳脊髄液減少症が今回問題になっていますが、脳脊髄液減少症そのものは、柔道よりもマット運動ですとか、サッカー等の運動のほうが起こりやすいという話も、今回の研修の先生から伺っているところです。ですので、色んなスポーツでこういった事故等が起こる恐れがありますので、柔道に限らず安全性というものを十分確保しながら取り組んでいくということは、これからも徹底していきたいと思います。それから、脳脊髄液減少症というのは、なかなか症状として、すぐには表れるものではないということで、お医者さんでもなかなか発見が難しいようなものでもありますので、そういうものの症状というものを教員がよく理解した上で、何かそういう疑いがある場合には、その恐れも十分感じながら、保護者の方と対応していくということが、これからまた求められているとは思っています。

#### 【高橋委員】

確率みたいな話になってしまうのかなど。何の運動だったかということよりも、素直に文科省の資料の中を読みますと、子どもたちが、その勝敗を競う楽しさや喜びを味わうということを目的の一つにしているのに、安全性を配慮する側ばかりだと、本来の目的にたどり着かなくなっちゃうんじゃないかとちょっと懸念しています。安全だから受け身を1年間やりますと、それが安全だから。それが果たして、本来楽しみや喜びを味わうっていうところを、どっちが先にくるかっていう話ですけれども、消してしまうんじゃないかなっていうことをちょっと懸念するんですね。もし、そういうところまでたどり着いてしまうのなら、武道について、もう一回どうなのかっていうことを、今すぐは無理でも将来を見て考えなきゃいけないんじゃないかなって、今聞いていて思っていました。

#### 【教育長】

今回の指導要領の作りが、1年生、2年生では、幅広い運動領域を必修にするという形で取り組んでいて、3年生では選択という形になっているんです。柔道についても、1年生、2年生で、お手元の資料にもありますように、一つの目標なり内容が構成されていて、3年生は別立てになっているわけです。ですので、1年生、2年生の柔道の学習でその楽しさを感じた生徒は、3年生の時に改めて柔道を選択してもう少し柔道を楽しもうというような気持ちに向かっていくのかなと思います。他の運動と違って、小学校段階から経験のない種目でもありますので、そういった意味では初歩の段階では安全を確保するという意味でも、本当に基礎をしっかりとやって、特に受け身がとれないといけませんので、そういうことをやはり大事に時間を割かざるを得ないだろうなとは思っています。その中で段々、

約束練習などで楽しんでいけるようになればいいのかなと思います。先ほど申し上げたように、国自体が1年生、2年生はごく簡単な試合というような表現をしていますし、時間にしても短いものでやっていますので、柔道に触れるということと、指導要領全体が伝統や文化というものを尊重するというのがキーワードになっていますので、日本固有の文化の一つとして、この武道に触れていくということが学習のねらいにもありますので、そういうところを幅広く、子どもたちに感じられるような学習になることが望ましいと考えています。

#### 【中本委員】

すみません、一点いいですか。危険ばかりがこう話題になっちゃうと、どうもずれてしまうと思っておりまして、受け身っていうのは、最終的に必ず役に立ちます。自転車で転んだ時も、老人になってから骨粗しょう症になっても、ちゃんと受け身がとれたおかげで骨折しないで済むとか、一生にわたって身を守るものになります。ですから、授業で事故を起こさないためだけで、議論をしちゃうと、ちょっと違うかなと。重要で、危険を防止する、将来にわたって使える技術を持つって言うならば、受け身は事故防止ということではなく、子どもたちに身につけてほしい技術であるという視点を忘れないで、徹底的に、おじいちゃんおばあちゃんになっても使える技術ということで、習得していただきたいと思います。

#### 【高橋委員】

その辺が本当に大事だっていうことを伝えるためには、指導のところまで、それが大事だというマニュアルになっていないと。たぶん今後指導していく中で、現場までおりた時には、安全に、安全に、っていうのが伝わりますよね。先生たちもそれを思って、事故を起こしちゃいけない、ってやるわけで、そういう授業になっちゃうと思うので、難しいとは思いますが、そこまで含んだ形のマニュアルに是非していただきたいと思います。

#### 【吉崎委員】

よろしいですか。日本の子どもたちは急に体を動かさなくなりました。少子化によって、格闘するということをどんどんやらなくなったということと、日本の父親が悪いのですが、母親まかせにしておりますので、どちらかという、そういうふざけたりするということを小さい時に身体でやっておきませんので、いじめの時も度を越すというのは、それが非常に強いのです。日本全体がこう囲われた、安全な中で、小さい時期、幼児期を過ごしていますので、根本的問題が日本にはあるんですね。だから、中学校で急にやるっていうことは、本当に慣れない子がやるって言うことですから、本当は英語教育と一緒に、小学校に英語を入れたのと同じように、何時間だけは専門家がティームティーチングで入るとかですね、そういうことをやったほうがいいと思います。体育の先生も全部が武道に強いわ

けではなく、得意分野があるというのは当たり前のことです。中本委員が言ったように、今の子どもにはどこかでこういうことをやっておかないと、ただ安全にいても結局はどこかで大きな事故を起こしちゃうんですよね。やらなくちゃいけない部分はあるんですよ、やっぱり。ただ危険は承知の上ですが。ですからそれは踏まえた上で、普段の授業の中にチームティーチングみたいなものを一部でいいですから、短時間でも入るといいと思います。武道はやっぱり専門家がやった方がいいと思うんですよ。それが一点とですね。どうも柔道ばかり言っているようなんですが、学校が選ぶ場合、剣道と相撲の比率ってどうなっていますか。相撲なんか国技でありながらモンゴルに全部負けてしまうような事態になっていて、日本人は弱くなっているわけですので、そういうことを含めて、どういう比率で選んでいるのかというのが一点です。それと、学校や先生方に負担はかかっていると思うんですよ、当然。だからたぶん、柔道にほとんど行くのは、比較的やりやすいからだと思います。剣道のような武道具を揃えるのも大変だし、相撲は、またちょっと子どもにとって抵抗が大きすぎると思うので。そういう点では支援というか、もう少しその辺を考えないといけないのかなと思っています。もう一点だけ言うと、たぶんフランスに行くと、ものすごい人気なんですよ、柔道って。ブラジルもそうですが。日本と言えば、武士道から始まって、剣道もそうですが、やっぱりそういうものだというふうに、向こうは捉えているわけですね。だから、体では一部しかやらないけれども、日本文化には、そういうものがあるということを経験できる、何かを感じられるようにするためのカリキュラムがやっぱり必要だと思うのですが、その点から考えた時に、危険との関係の中で、どの程度のことをやればいいのか。ただ単に触れるくらいでいいって言いましたけれども、日本の文化っていうものを知るならば、どういう形で、学校の基準としておいておいたらいいのかということは、再検討する必要があるのかなと私は思っています。もっと言うと、礼とかなんかだけ十分にやるだけでもいいのかもしれないし、受け身とか、もしそうなら戦うということをしなくてもね。だから日本の文化というものは何なのかということの中での武道だということ、やっぱり少し認識し、指導要領をきちっと我々はもう一回読まないといけないのかなという感じがしました。ま、これは意見ですけど、比率と専門家のことだけちょっと教えてください。

**【健康教育課担当課長】**

各学校の負担ということと専門家ということのお話では、今年度も各学校に希望調査をとりまして、柔道を専門としている大学生をチームティーチング、TTとして各学校に入れたりして指導体制を複数で見れるような形で進めております。

**【吉崎委員】**

それはいいですね。あと、選択比率っていうか、学校が選ぶのはどんな比率なんですか、柔道、剣道、相撲。

【健康教育課担当課長】

相撲はゼロです。剣道は4校ございます。

【吉崎委員】

柔道は。

【健康教育課担当課長】

それ以外の学校ですので、47校です。

【吉崎委員】

極端に柔道になってるわけですね。相撲がゼロっていう理由は何ですか。

【健康教育課担当課長】

土俵がないということが一つと、やっぱりまわしだと思います。

【学校教育部担当課長】

必修ですので、男子も女子も両方とも行う形になったんです。今までは男の子は武道、女の子はダンスっていうスタイルだったんですけども。

【吉崎委員】

要するにゼロってことですね。相撲は難しいと。

【中本委員】

でも、県の文化財になるような土俵ありますよね、多摩区に。そういうのは全く利用しないのですか。昔はかつて力士の産地だったところですし、それこそ先生がおっしゃった文化というか、地域で頑張って相撲をやってる方だとか。

【峪委員長】

追加で、大学生という専門家導入の話がありましたが、それは大学生のみですか。それから、すべて51校にその専門家が入っているのか、それともほんの一部なのか、その辺は調べられていますか。

【健康教育課担当課長】

はい。今年度は希望調査をかけまして8校が希望されたので、例えば武道大学ですとか、国士舘大学の武道学科の大学生が8校に入っています。そして、そういった外部指導者が

入った場合には、有識者に、地域スポーツ人材、外部指導者がどういった形で授業に係わっているか、またその係わり方がどうなのかということを含めて、きちんと授業を見ていただくように、今年度はしております。

**【峪委員長】**

そうすると残りは、有識者の支援なり指導、観察や監督というものが無いということですね。

**【健康教育課担当課長】**

はい。各学校の保健体育科の教員が進めています。

**【峪委員長】**

わかりました。先ほど先生から、武道を導入するに当たって、それぞれの学校への教育委員会としての支援の一つに、そのようなことも含まれているのかなと思うんですけども、大部分は有識者、あるいは外部の指導が入っていないということですね。

**【健康教育課担当課長】**

そうです。今年度は来週、実技研などもありますので、指導主事又はそういった専門家が学校授業の様子などをこまめに見て回るということはできると思いますので、そういった形もとっていきたいと思います。

**【中村委員】**

大学生のTTはいいと思うんですけど、数に限りがあるとすれば、コミュニティスクールという考え方からすると、こういうところでこそ地域の方々の力をお借りするのがいいのかなって思います。ですから、ある意味ピンチはチャンスじゃないですけど、そういう方々と連携していく一つの機会として捉えて、できるといいなと思います。それから、吉崎先生にお伺いしたいんですけども、柔道は国技と言われながら、いまや世界中の柔道人口と比較すると、日本は比率的には低いほうだと言われるくらいになってきていて、世界の大会を見ていても、私たちのイメージで見る柔道とは、判定の仕方とか様々違いをちょっと感じています。この、文科省の武道としてやるというところの柔道と、国際標準、スポーツとしての柔道との線引きというか、文科省がどういうふうこれを捉えているのかが、この記述ではちょっとよくわからないと感じられます。柔道界そのものも、国際的なそういうものに対応するために、今後、その辺も踏まえてほしいです。もちろん楽しいということを教えることも大事なんだけど、どんなにやっても楽しくない子もいるわけですから。件数は忘れちゃったけれども、学校のスポーツの中で起こる事故率は、断トツで柔道の事故が多いということでしたよね、確か。

**【教育長】**

それは違います。柔道ではなくてむしろ器械運動ですとか他の種目のほうが多いです。

**【峪委員長】**

全国的なデータでいいのですが、柔道とそれ以外の種目別の脳脊髄液減少症の発生件数がわかるものはありますか。

**【中村委員】**

脳脊髄液減少症に固定しちゃうと、たまたま今回は非常に大変な事態になったということですが、それに限らないで、確か柔道に関しての問題を議論した時に出されたデータがあったと思うんです。それを見ても、全国レベルのものなんですけど、柔道はやっぱり注意をしないと事故率が高いという話があったと思うんですが。私もまた自分で探しますけど。

**【教育長】**

これは、部活動中の事故と通常の体育の授業中の事故とを整理しなければいけないと思いますし、その事故の程度によっても、恐らく医療機関の治療を要するような事故をカウントするようになるだろうとは思いますが。そうしませんと、ちょっと突き指したとか捻挫したというところまでは、なかなか数としてはあがっていないだろうと思いますので。重篤な事故あるいは医療機関にかかったような事故で、運動部活動中と体育の授業中というところでの整理が可能ならば、また改めてお示しできると思います。

**【峪委員長】**

今回不幸なことがあったので、今は柔道だけをやっていますが、もしその他の、例えばマットが多いんだとしたら、そのマットでの指導がどのようになされているか、カリキュラム等も含めて、今度はそちらのほうをやらないといけないと思います。

**【教育長】**

安全配慮が十分行われていなくて事故が起こってしまったということであれば、大変問題でして、さらに改善を図らなくてはいけないと思うのですが、通常指導すべき内容がしっかり行われていて、児童のほうも、あるいは生徒のほうも、それなりにやっていたんだけれども、何か他の要因があつて事故になってしまったということもあるかとは思いますが、すべてが指導上の問題に帰するかどうかというところを慎重に見ないといけないだろうと思うんです。そうしませんと、運動そのものが、危ないからやらないほうがいいというような極論にまでいってしまう話になってしまいますので、しっかりと安全配慮を行

った上で、どうなのかというところで議論していただければいいかなと思います。

**【健康教育課担当課長】**

今、数字的なことでのお話がありましたので、文科省の出しているもので中学校高校における体育の授業における死亡及び重篤の障害件数ということでお話しさせていただきますと、陸上競技が一番多くなっております。柔道は下から2番目の数字であがっております。部活動における死亡及び重篤事故ということでは、柔道の件数は多いんですけども、授業中ということでは比較的少なくなっております。

**【峪委員長】**

陸上ですか。

**【中村委員】**

心肺ですよ。

**【吉崎委員】**

先ほどの中村委員の質問ですけど、国民全体としての教養として与える武道というものと、競技としての武道はやっぱり全然違うわけですよ。部活から行くわけですよ。これは徹底した指導リーダーがいるのと資質ですよ。だけど、この武道っていうのは資質がない人もやるわけですよ、国民としての義務教育ですから。そうすると当然限定しないといけないのです。伝統として、文化として我々が国際社会に生きていく時に、日本にはこういう武道があるということに、外国の方はすごく関心を持ちます。だから文化というときには、日本にはこういう武道があるということを理解することは教養として必要なわけですね。基本的な資産としての基本的なものだけでいいわけです。だから、競技に繋がることに限定をかけるのが、一般の人に対しては、私は当然だと思います。そうじゃないと、色んな子がいて、運動能力が全くない子もいますので、そういう子にやらせたら、当然怪我しますよね。何やっても怪我するわけですから、そういう子って。でも、先ほど言ったように、生涯にわたって、何もやらなくていいのかというと、これまた教育としては困ることもあるので、そこにおいては、限定をかけるっていうのは重要だと思いますよね、当然のことながら。このカリキュラムを見ると相当、その点は改良されてるなと思いますが、2年生の最後だけちょっと危険があるので、そこだけは個人差をやっぱりよく見ないと。相当運動能力がない子はいますので。明らかに、子ども時代に全く遊んでないっていうか、外遊びとか体遊びをしてない子が相当いますので、そういう配慮をしないといけないんじゃないかなという気が私はします。その点ですごいプレッシャーを現場に与えるんだなあとは私は思っています。そのぐらいしか感想を言えないのですが。

**【中村委員】**

相撲がゼロというところで、小さい時から相撲で遊んだりとかおしくらまんじゅうじゃないですけど、おしりで書いたわっかから押し出すとか、そういうことも、今の子はやってないんですか。

**【健康教育課担当課長】**

小学校の体育の学習指導要領に、今年度から体づくり運動というのが入りまして、その中で力強い動きということで、低学年も相撲遊びがあり、お友達と相撲をとったりということはありません。

**【中村委員】**

中学で相撲がゼロの理由が、さっきおっしゃられたようなことだと非常に説得力に欠けるので、教員の指導ができるとか色々なことを考えて、柔道がたくさん選ばれているというふうに考えたいかなと思うんですが。相撲にしたら何か不都合があるのですか。子どもの希望を尊重しているということなんですかね。

**【健康教育課担当課長】**

柔道ですと、今まで川崎市でもずっと経験を積んでおり、今までの実践授業というのがありますので、指導方法とか指導計画が割と確定されてきつつあるかと思います。相撲はまだそういった取組がないので、こういった形で子どもたちに相撲の喜びや楽しさを味わわせるための指導計画を立てていくかということでは、これから色々と検討しなくてはいけない部分も多くなるかと思います。土俵マットというのもありますけれども、なかなかそういう施設、設備の部分でも、急にということは難しいかなと思います。

**【中村委員】**

よくわかりましたけれども、今までの実績の中でこれをというふうにお答えいただき、選んでいるというようにしていただいたほうがいいのかなって思いますので。

**【健康教育課担当課長】**

あと、先ほど競技スポーツというお話がありましたが、中学2年まですべての領域を子どもたちが必修として行うということでは、それぞれの特性に触れた楽しさや喜びを味わわせるということが、学校教育現場の一番の目的です。そういう点では、例えば陸上だったら記録を伸ばしたいとか相手に勝ちたいという特性に触れた楽しさ、柔道でしたらやはり技ができる喜びや楽しさ、または最終的には勝敗で勝つ楽しさや喜び、そういう特性があろうかと思いますが、競技ということではなく、その特性に触れる楽しさまで味わえれば学校教育ではいいかなと思います。

**【中村委員】**

これはお願いですけど、武道だけじゃないかもしれませんが、武道に長けている人間こそ、相手にそれを使って何か害を与えてはいけない、それが武道なんだと思うので、そのことは徹底してやっぱり子どもたちに伝えていただきたいです。それは、少し先のところに係わるかもしれないですけども、弱いものに対する思いやりとか、いじめに関することにも繋がる指導になると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいなと思います。

**【峪委員長】**

今の話にあった弱者への思いやりとか、弱者でなくても、対戦相手への思いやりとか、そういうのはこの指導計画のどこかにありますか。

**【健康教育課担当課長】**

武道の知識としては、最初に相手を尊び礼節を重んじるということがあり、まず武道というものはどういうものなのかという指導の部分で、その辺は伝えていくようになっております。1時間目の最初の部分です。

**【峪委員長】**

どこに書いてあるんですか。

**【健康教育課担当課長】**

1時間目の最初に礼法、伝統的な考え方ということがあろうかと思ひます。

**【峪委員長】**

文字にはないんですか。

**【健康教育課担当課長】**

文字にございます。相手を尊びとは書いてございませぬが。

**【峪委員長】**

それを書いておいたほうがいいんじゃないですか。

**【教育長】**

「関心・意欲・態度」の②のところに、「相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとしている。」とあります。この辺りのところに触れる内容が、指導計画の第1次のところで、最初に知識として子どもたちに指導されるという、そんな作りになっているわけですね。

**【健康教育課担当課長】**

11月12日の実技研で出すマニュアルにも、その部分は掲載しております。明記しております。

**【吉崎委員】**

徹底したほうがいいですね。

**【教育長】**

この辺りは他の運動種目とは違って、武道の持つ特性だと思います。相手を尊重するなんていうのは、なかなか日本の武道ならではのものだと思いますので、それを大事にしていきたいなと思います。

**【峪委員長】**

こうしてゆっくり話を聞いてみると、教育委員会としての指導、それから支援というのがきちんとできているという感じを受けました。少し現場の努力も必要なのかなと思うんですが、一つの授業の中に指導者的な人が先生とあともう何人か、例えば学生のTTですとか、先ほど話があった地域の方ですとか、複数の目があるようにしたほうがいいと思います。今のところ8校ということですので、もう少し入れたほうがいいかもしれないですね。

**【学校教育部担当課長】**

今年度は8校なんですけれども、これは3、4年続いているものですので、武道の専門家の大学生が来て、色々研修をさせていただく中で、指導を覚えていただいた学校から、来年はいらないですというケースもありますので、かなりの学校に武道指導者は派遣されております。それから、体育の教員が非常に多い学校もありまして、武道の授業の中にTTで二人入って授業している学校もあるというふうに聞いております。また改めて外部指導者については、学校のほうに色々要望を出すように指導しておきます。

**【峪委員長】**

できるだけ複数の目が入るといいですね。何かがあった時も、教員一人で事故の話をするよりも、複数のほうがいいですね。

それではほかにございませんか。なければ承認ということでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

## 8 議事事項 I

議案第 50 号 通学区域の一部変更について（幸区）

議案第 51 号 通学区域の一部変更について（中原区）

### 【峪委員長】

議案第 50 号及び議案第 51 号は、いずれも通学区域の変更に関する議題となっておりますので、一括して説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

企画課担当課長が説明した。

### 【峪委員長】

それでは議案第 50 号いかがでしょうか。無いようでしたら、51 号はいかがですか。

### 【高橋委員】

住まいが小杉に近いもので、51 号のほうなんですけど、小杉は次から次へとすごい勢いで開発されていて、すでに決定してるものもあるかと思うんですけど、この後も開発が予想される場所について、どういうふうに見込むのですか。たぶんこも空くだろうみたいな土地とか建物とか結構いっぱいありますよね。どういうふうに事前に情報が入ってやるのですか。小杉は続くと思いますし、今井とかその周りをどういうふうに見込んでいるのですか。小杉、向河原、小杉の中原よりのあの辺りはまだまだ、ありそうですけど。

### 【企画課担当課長】

適切な図を用意していなくて恐縮なんですけれども、開発動向につきましては、事前に開発の情報が、開発行為と言うことで市の方に寄せられます。また、小杉全体は、面的にも川崎市として重点的に整備する地区となつてまして、まちづくり局という開発の担当をする所管部局がありますが、そちらのほうで動きを押さえたり、いわゆる事業の執行調整等をしておりまして、ホームページ等にも記載もされており、そういったところでだいたいの開発状況はわかるところでございます。今お話のありました向河原の周辺地区ですが、こちらについてはもともと工場があったり、企業のグラウンドがあったりした地区で、小杉の地区の中で一番最初に開発が始まったところでございます。こちらにはタワーマンションが何本か建っておりまして、一応一通りのものは整備が決着しているところでございます。今はむしろ、小杉駅の反対側の、学区で言うと西丸子小学校の学区ですとか、その手前側の小杉の東地区と申しますけれども、南武線を境に位置的には上と下になるのです

が、ここに今大きなマンション、大きな建物が建ったりとか、大きな計画が進行しているところがございます。そのようなところもありまして、以前にもちょっとご説明したかと思うのですが、小杉への駅の裏側に日本医科大学というところがありまして、その敷地の一部を活用した小学校の建設等も検討しているところがございます。今回ご説明したところは、今まさにこれから増えるところとはちょっと地区が違うところなんですけど、ここは東京機械という工場がなくなりまして、タワーマンションが建つ予定となっています。たまたまここは学区が二つに割れたところに建ってしまうということで、より受け入れやすい学校への学区変更をお諮りしているところがございます。

**【高橋委員】**

未来の数年を見込んで、周りは大体、ある程度落ち着くということですか。

**【企画課担当課長】**

そうですね。また、児童生徒の増というのは、建った時ではなくて、その後からもまた増えていくような傾向もありますので、引き続き状況を色々と注視しながら、学校の環境を損なわないように手立てをしていくということでございます。

**【峪委員長】**

よろしいでしょうか。それでは、採決に入りたいと思います。議案第50号に関して、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

次に、議案第51号に関して、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 9 議事事項Ⅱ

議案第52号 はるひ野小中学校校舎増築工事請負契約の締結について

教育環境整備推進室担当課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第52号は原案のとおり可決された。

## 10 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。